

「久賀島五輪地区及び奈留島江上天主堂イノシシ被害抑制対策 業務委託」に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 久賀島五輪地区及び奈留島江上天主堂イノシシ被害抑制対策業務
- (2) 業務内容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで
- (4) 履行場所 久賀島及び奈留島
- (5) 契約相手の決定方法 技術提案書の公募によるプロポーザル方式で実施する。提出された技術提案書と提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査会を開催する。審査会では、予め定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者を選定する。
- (6) 委託費 1,677,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

公募開始（公告）	令和6年11月5日（火）
質問の受付期限	令和6年11月11日（金）17時 [必着]
質問への回答	令和6年11月15日（金）
参加表明書の提出期限	令和6年11月18日（月）17時 [必着]
技術提案書等の提出期限	令和6年11月25日（月）17時 [必着]
第一次審査（書面審査） ※提案が5者を超える場合	令和6年11月26日（火）
第一次審査結果通知 ※提案が5者を超える場合	令和6年11月27日（水）
審査（プレゼンテーション審査） （対面又はWEB）	令和6年12月4日（水）[予定]
審査・選定結果通知	令和6年12月5日（木）[予定]
最優秀提案者との協議 （対面又はWEB）	令和6年12月6日（金）[予定]
選定結果の公表	令和6年12月上旬 [予定]
契約締結	令和6年12月中旬 [予定]

3 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 五島市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（以下「有資格者」という。）
 - イ 次に掲げる書類を、参加表明書の提出期限までに別に定める期限までに提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者
 - (ア) 申込日前3月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合）
 - (イ) 申込日前3月以内に発行された身元（分）証明書（個人の場合）
 - (ウ) 申込日前3月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書
 - a 五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者の場合）
 - b 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店又は営業所を有する法人の場合）
 - c 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人の場合）
 - d 税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合）
 - (I) 暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式2）
- (2) 有資格者にあつては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者、有資格者でない者にあつては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）のいずれにも該当しない者
- (5) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者
- (6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年五島市告示第156号）第3条に規定する排除措置を受けていない者

4 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）を次のとおり提出すること。なお、五島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、「3 参加資格」の(1)イの(ア)から(イ)に記載する書類をあわせて提出すること。

(1) 参加表明書の提出期限

令和6年11月18日（月）17時必着（郵送により提出する場合は、出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。）

(2) 参加表明書の場所及び提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により担当課に提出すること。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

5 提案書等の提出要請等

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書（実施要領様式第2号）及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。なお、参加資格を有することを確認することができなかった者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日 令和6年11月20日（水）

6 実施要領及び業務委託仕様書に対する質問・回答に関する事項

(1) 質問の方法

実施要領及び業務仕様書（以下「仕様書等」という。）に対する質問がある場合は、質問書（様式第3号）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより質問書送信先に送信すること。あわせて、質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

(2) 実施要領等に対する質問の提出期限

令和6年11月11日（月）17時必着

(3) 質問書送信先

五島市地域振興部文化観光課文化保存活用班

E-mail:kankou@city.goto.lg.jp

FAX:0959-74-1994

(4) 質問に対する回答

提出された質問書については、令和6年11月15日（金）17時までに、質問者に対して電子メール又はFAXで回答するとともに、同日以後五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合は、五島市ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答を控える場合がある。

7 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 提案書等の提出期限

令和6年11月25日（月）17時必着

（提出期限内に担当課に到達していること。）

(2) 提案書等の提出場所及び提出方法

担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。

(3) 提出書類

ア 提案書

イ 技術提案書類（任意様式）

本事業の目的や履行期間を踏まえ、業務の実施方針、実施体制、スケジュール及び仕様書に記載する業務内容の項目に関して、具体的な提案書類を作成すること。

ウ 提案内容に即した見積書（積算内訳を含む）

エ 会社概要（任意様式）

既存のパンフレットで可

(4) 提出部数 6部

8 プレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーションの有無：有

提案書の提出者が5者を超える場合は、プロポーザル選定委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、5者に絞り込んだ上でプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、5者を超える提案者を対象にプレゼンテーション等を実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) プレゼンテーション予定日：令和6年12月4日（水）

日時、留意事項等の詳細については、別途、プレゼンテーション予定表にて通知する。プレゼンテーションの方式は、参加者の希望に応じて対面またはWEB会議システムを使用した方式とする。WEB会議システムを使用する場

合は、プレゼンテーションの数日前に五島市からURLを送付し、事前に接続テストを行ったうえで実施する。

9 受託候補者の選定

- (1) プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーションを次に定める基準に基づき評価し、評価の結果を基に、受託候補者を選定する。

[評価基準]

審査項目	評価基準	配点
提案者の適格性	本業務に対する熱意がある。	10
	本業務の遂行に十分な体制である。	10
	類似業務の実績を有している。 ・忌避剤等の使用実績 ・文化財等に係る実績	20
技術提案書の内容	本業務に関する的確な実施方針が掲げられている。	10
	対象地の状況を十分に理解した技術提案書である。 ・地形や被害状況の認識 ・世界遺産、国立公園等であることを踏まえた景観への配慮 ・地域住民等との連携	30
	技術提案書について、わかりやすい説明が行われている。	10
業務コスト	積算が妥当である。	10

- (2) 選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、全ての提案者に対し、令和6年12月5日(木)(予定)に通知する。

- (3) 評価結果の公表

評価結果は、五島市ホームページ及び五島市役所行政資料室に掲載する方法により公表する。

- (4) 業務委託契約

市は、選定された受託候補者と五島市財務規則(平成16年五島市規則第43号)に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約締結にあたっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、改めて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否：要

1 1 その他

- (1) プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 次のア及びイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 参加資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託候補者は、受託業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

1 2 担当課

〒853-8501

五島市福江町1番1号 五島市役所本庁3階

五島市地域振興部文化観光課文化保存活用班 担当：谷口

電 話 0959-72-6369

FAX 0959-74-1994

E-mail kankou@city.goto.lg.jp